

**京都市唐橋第二他 11 市営住宅エレベーター設備点検、保守及び監視業務委託に係る契約**

標記の案件情報について、掲載しています。

**案件概要**

年度	令和8年度（2026）
契約方法	総価契約
案件名	京都市唐橋第二他 11 市営住宅エレベーター設備点検、保守及び監視業務委託
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
履行場所	仕様書のとおり
予定価格 (税抜)	21,550,000円
公告期間	【開始】令和8年1月26日（月）午前9時00分から 【終了】令和8年2月6日（金）午後5時30分まで
入札期間	令和8年2月4日（水）午前8時45分から 令和8年2月6日（金）午後5時30分まで
開札日時	令和8年2月9日（月）午前11時
種目	建物管理
内容	昇降設備保守管理
要求課	住宅管理部維持工事課
入札参加資格	<p>本件入札の入札書を提出する日において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者であり、次に掲げるすべての条件を満たす者。</p> <p>(1) 自社社員で、建築基準法に定める昇降機等検査員資格を有し、かつ資格取得後3年以上の実務経験を有する者を、本契約のみ（本市の市営住宅エレベーター設備点検、保守及び監視業務委託との兼任は認めない）の業務に従事する業務責任者として1名配置できること。</p> <p>(2) 自社社員で、建築基準法に定める昇降機等検査員資格を有する者を、本契約のみ（本市の市営住宅エレベーター設備点検、保守及び監視業務委託との兼任は認めない）の業務に従事する業務担当者として4名以上配置できること。ただし、前項(1)の業務責任者との兼任は認めない。</p> <p>(3) 令和2年度から令和6年度までの過去5年間において、市営住宅、都道府県営住宅、独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅のいずれかのエレベーター設備について、同時期に合計10基以上の点検、保守及び監視業務委託の履行実績を有すること。ただし、1年以上継続して元請として業務を履行し、かつ以下のすべての業務を含んでいること。</p>

	<p>ア 受託したすべてのエレベーターについて、建築基準法に定める法定点検の実施とその結果報告の業務</p> <p>イ 受託したすべてのエレベーターについて、設備の故障修理、経年劣化部品の取替え、耐用年数等による部品の更新等の業務（フルメンテナンス契約の業務）</p> <p>ウ 受託したすべてのエレベーターについて、受託者設置の情報センターによる常時遠隔監視及び緊急時直接通話の業務</p> <p>エ 受託した半数以上のエレベーターについて、受託者設置の情報センターによる自動遠隔点検の業務</p> <p>(4) エレベーター異常等の情報を受信した時（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り又は大規模な火事（以下「災害」という。）を除く）は、自社社員を直ちに現地に派遣し、24時間以内にエレベーターを再稼働出来る状態まで復旧させること。その緊急修繕業務に必要な以下の条件を満たすこと。</p> <p>ア 受託者の職員である専門技術者が受託者の社内等に365日24時間待機し、異常発生時（災害を除く）には概ね30分以内に現地に到着できる営業所があること。</p> <p>イ 交換部品を調達することができる部品製造工場を保有していること。若しくは別添入札説明書の別紙交換部品一覧の交換部品を保管している部品倉庫を保有していること。</p> <p>(5) 本市及びその近辺で災害が発生し京都府の営業所が機能不全となった場合においても、京都府以外の関西地方（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の営業所（昇降機等検査員資格を有する者5名以上の営業所）より緊急対応の支援を行うこと。</p>
その他	<p>(1) 本件は、京都市公契約基本条例第12条第1項の取扱いに準じた労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる契約であることから、受注者は、契約締結後、京都市行財政局管財契約部契約課制度担当に報告書を提出してください。なお、京都市住宅供給公社の契約については、下請負者の報告書の提出は不要です。その他、法令不遵守がある場合の公示や競争入札参加停止など、報告書に関する手続きの詳細については、同担当（電話075-222-3311）にお問い合わせください。</p> <p>(2) 入札書提出方法：持参のみ（郵送不可） 質問受付及び期間：入札説明書のとおり 問い合わせ先：京都市住宅供給公社経営企画室総務課</p>